

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

一 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県さんま漁業	現行水準

二 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県まあじ漁業	現行水準

三 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県まいわし太平洋系群漁業	現行水準